



島根県報

令和6年11月19日(火)
第568号
(毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

保安林の指定	(森林整備課)	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(リリ)	2
指定漁船調査の縦覧	(水産課)	2
土地収用法の規定による事業の認定	(用地対策課)	3

【公 告】

令和6年度冬期島根県狩猟免許試験の実施	(農山漁村振興課)	5
公共測量の実施	(技術管理課)	7
土地立入りの許可	(用地対策課)	7

【特定調達公告】

三代浄水場ろ過池増設に伴うろ過材購入に係る一般競争入札の落札者等	(企業局経営課)	8
----------------------------------	----------	---

告示

島根県告示第677号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年11月19日

島根県知事 丸山達也

1 保安林の所在場所

隱岐郡隱岐の島町北方東850-2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隱岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第678号

令和6年島根県告示第557号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和6年11月19日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
大田市三瓶町小屋原大暮谷1316-3、日水原1317-1	熊谷温

島根県告示第679号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和6年11月19日

島根県知事 丸山達也

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

隱岐郡隱岐の島町蛸木551 吉岡貢

〃 布施639-5 中嶋丈夫

〃 南方555-1 佃 謙

(2) 加入区

隱岐の島加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第680号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

令和6年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 起業者の名称

雲南市

2 事業の種類

道の駅さくらの里きすき活性化整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県雲南市加茂町南加茂地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県雲南市加茂町南加茂地内における9,171平方メートルの土地を起業地とする「道の駅さくらの里きすき活性化整備事業」（以下「本事業」という。）である。

本事業は、雲南市が道の駅さくらの里きすきの駐車場整備と隣接地に防災機能を有する公園と駐車場を整備する事業であり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本事業の起業者である雲南市は、一般財源等による財源措置を講じているので、本事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

雲南市内、国道54号沿いにある「道の駅さくらの里きすき」は、天井川の氾濫により古くから洪水の被害にあつてきた雲南市木次町と雲南市加茂町の境の高台にあり、市の指定避難所として活用するとともに雲南市地域防災計画において車中避難や応急仮設住宅用地として活用することなど、防災上重要な拠点として位置付けられている。また、国の取組によって道の駅は貯水槽や非常用発電機などが整備され、避難場所としての機能向上が図られてきた。

一方、令和3年に創設された「防災拠点自動車駐車場」は、国が広域的な災害応急対策が必要になったとき、一般の駐車場の利用を禁止・制限ができるようになる制度であり、道の駅さくらの里きすきは、この指定を令和4年3月に受けた。この制度により、災害時は道の駅の駐車場全域が利用制限の対象となることから、市として新たな避難場所を確保する必要が生じた。更に通常時においても普通車の駐車マスが53台しかないため、ランタイムはほとんど満車になり、駐車場不足が常態化している。そのため、駐車待ちの車が駐車場の中をグルグルと回ることや、不適切な位置に駐車されるなど安全性の課題が生じており、道の駅のポテンシャルが十分に發揮できていない状況である。

また、近年では、熊本地震など大規模災害において車中避難が増えており、道の駅は貯水槽などのインフラが充実している上に災害情報が得られる場所であるため車中避難の適地となっているが、現状において道の駅さくらの里きすきでは、その避難に対応できない状況である。

本事業が完成すれば、駐車マスも増加することで平時における一般の避難車両の受入れが可能となることや、災害時の車中避難場所の確保ができること、併せて芝生広場を整備することによって道の駅の集客の相乗効果が期待できるとともに、地域振興や子育て支援に貢献し、駐車場とともに長期にわたって有効に利用されることが明白であることから、市全体の活性化に寄与することが認められる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本事業が生活環境等に与える影響について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本事業の施行にあたっては、防音及び防塵に努め、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）や工事用車両の通行等について十分配慮し、周辺環境への影響が最小限となるよう努力するとされていることから周辺環境への影響は軽微であると予測されている。

また、起業者が行った関係部署への照会結果によると、本事業に係る土地において、埋蔵文化財及び史跡名勝天然記念物は存在しないことを確認しているが、事業実施にあたり、遺跡等が発見された場合には、関係機関と協議を行い、必要な措置を講じることとされている。

希少野生動植物については、起業地の周辺にはニホンイタチ（準絶滅危惧種）の生息情報があるが、起業地の状況から判断し、生息に及ぼす影響は小さいと判断されるとの回答を得ている。事業実施にあたって、希少野生動植物や水生生物の生息・生育が確認された場合には、適切な保全対策を講じることや生息・生育に影響を及ぼさないよう十分配慮することとされている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業に係る起業地については、道の駅さくらの里きすき活性化整備事業という性格上、道の駅の周辺から候補地A（道の駅北東側。以下「申請地」という。）、候補地B（道の駅北側）及び候補地C（道の駅北西側）の3か所を候補地として挙げ、検討が行われており、申請地は他の2つの候補地と比較すると、道の駅に近いこと、必要面積を十分に確保できること、経済性に優れていることなどから、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の

利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早急に施行する必要性

(3)のアで述べたように、災害時は道の駅の駐車場全域が利用制限の対象となることから、新たな避難場所を確保する必要があることや、通常時においてもランチタイムはほとんど満車になり、駐車待ちの車が駐車場の中をグルグルと回ること、不適切な位置に駐車されるなど安全性の課題が生じていること、これらの状況を考慮すると、早急に事業を施行する必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

雲南市役所（観光振興課）

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第1項の規定により、令和6年度冬期島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

令和6年11月19日

島根県知事 丸山達也

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運動能力	歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護及び管理に関する知識	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識並びに鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試験事項
わな猟免許	1 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対 象 区 域
1月15日（水）	午前9時～	松江市内中原町52 島根県職員会館	県内全域

5 獅猟免許申請方法等

(1) 獅猟免許申請手続

獅猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による獅銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 獅猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいづれか に該当する者	(1) わな猟免許 (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	2,900円 3,900円
--------------------------	-----------------------------------	------------------

2 1以外の者	(1) わな猟免許	3,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部農山漁村振興課、隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課、各農林水産振興センター林業振興課及び事務所林業普及第二課に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室（電話0852-22-5160）

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部農山漁村振興課、隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課、各農林水産振興センター林業振興課及び事務所林業普及第二課にすること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（3級水準測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和6年11月7日から令和7年3月25日まで

3 作業地域

浜田市金城町七条地内

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定により、土地立入りの許可をしたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和6年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 起業者の名称

中国電力ネットワーク株式会社

2 事業の種類

110kV特別高圧架空送電線 金城連絡線No.64鉄塔建替工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

島根県浜田市長見町1059番

4 立ち入ろうとする期間

令和6年11月19日から令和7年3月31日まで

特　定　調　達　公　告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年11月19日

島根県知事 丸山達也

1 件名及び数量

ア	水道用緩速ろ過砂（有効径0.35～0.45mm 均等係数1.8以下）	1,530m ³
イ	水道用ろ過砂利（φ1～3（特砂））	170m ³
ウ	水道用ろ過砂利（φ3～6）	170m ³
エ	水道用ろ過砂利（φ6～10）	170m ³
オ	水道用ろ過砂利（φ10～20）	255m ³
カ	水道用ろ過砂利（φ20～30）	349m ³
キ	有孔煉瓦（240mm×100mm×60mm）	1,608m ²
ク	主渠板①（800mm×400mm×60mm）	81m ²
ケ	主渠板②（800mm×500mm×60mm）	2m ²
コ	主渠板③（800mm×1200mm×60mm）	2m ²
サ	主渠板④（330／660mm×800mm×60mm）	6m ²
シ	主渠板⑤（800／1100mm×400mm×60mm）	2m ²
ス	砂押え蓋（1000mm×500mm×60mm）	30m ²

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県企業局経営課 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

令和6年10月4日

4 落札者の氏名及び住所

西戸崎興産株式会社島根事業所 所長 尾崎 雅紀 島根県江津市都野津町2308-12

5 落札金額

184,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和6年9月6日